

被災者生活再建支援制度の改正概要

	支給方式	年収・年齢要件	対象世帯	対象災害
平成十年当初	●用途を限定した上で、必要額を積み上げ方式で支給 ○全壊 最大100万円 通常経費 最大70万円 特別経費 最大30万円	●原則年収500万円以下が対象 ただし、世帯主が45歳以上の世帯については、700万円以下。世帯主が60歳以上の世帯又は要援護者世帯については、800万円以下。	●住宅建物本体の被害程度に応じて支給 ・全壊世帯 ・半壊でやむを得ず解体（半壊解体世帯） ・長期避難世帯	①災害救助法が適用される災害と同規模の自然災害が発生した市町村 ②自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村 ③自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県
平成十六年改正	●用途を限定した上で、必要額を積み上げ方式で支給 ○全壊 最大300万円 生活関係経費 最大100万円 居住関係経費 最大200万円 ○大規模半壊 最大100万円 居住関係経費 最大100万円	※以下を追加 ●非持家世帯の支給額は減額(1/2) 県外に移住した場合は減額(1/2)	●住宅建物本体の被害程度に応じて支給 ・全壊世帯 ・半壊でやむを得ず解体（半壊解体世帯） ・長期避難世帯 ※以下を追加 ・大規模半壊世帯	※以下を追加 ④上記市町村に隣接する市町村で全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口10万未満のものに限る）
平成十九年改正	●住宅再建方法に応じて定額（渡しきり）方式で支給 ①基礎支援金 全壊 100万円 大規模半壊 50万円 ②加算支援金 建設・購入 200万円 補修 100万円 賃貸 50万円	※以下を追加 ●年収・年齢要件を撤廃 ●住宅の所有・非所有の区分、県内・県外の区分による差を撤廃	※以下を追加 ●住宅建物本体の被害程度にかかわらず住宅の敷地の被害により住宅の解体に至った世帯（敷地被害解体世帯）	※以下を追加 ⑤①と②の市町村を包括する都道府県内の市町村（人口10万未満のものに限る）で、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村 ※平成22年9月政令改正により以下を追加 ⑥①もしくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
令和二年改正	※以下を追加 ③加算支援金（中規模半壊世帯） 建設・購入 100万円 補修 50万円 賃貸 25万円	—	※以下を追加 ●半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）を追加	—